

学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程

制定 平成29年11月1日

改正 平成31年4月17日

改正 2020年3月25日

改正 2021年3月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人国立音楽大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）、並びに評議員の報酬及び諸手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員の報酬等)

第2条 理事長の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事長手当とし、法人の専任教職員の身分をもたない者（以下「指定職」という。）については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

2 担当理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、指定職の担当理事については、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

3 理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、理事会出席毎の日額とする。

4 監事の報酬は、理事会等出席毎の日額及び期末手当相当額とする。

5 役員の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員の報酬は、評議員会出席毎の日額とする。

2 評議員の報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

(期末手当)

第4条 役員の期末手当（監事の期末手当相当額を除く。）は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事（理事長）手当を期末手当の算定基礎項目とし、大学専任教職員の期末手当率を乗じた額とする。指定職については、本俸に大学専任教職員の期末手当率を乗じた額及び一律金とする。ただし、指定職に勤勉手当は支給しない。

2 役員（監事を除く。）の期末手当の額は、別表3に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、法人の財政状態を考慮した上で、役員（監事を除く。）の期末手当率及び監事の期末手当相当額を定めることができる。

(退任手当・功労金)

第5条 役員の退任手当・功労金の額は、別表4に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬等（期末手当、及び退任手当・功労金を除く。）は、支給月の21日（休日の場合は前日）に支給する。

- 2 期末手当は、6月・12月・3月のうち法人が定める日に支給する。
- 3 監事に期末手当として、6月・12月の2回に分けて法人が定める日に別表5に定める定額を支給する。
- 4 退任手当・功労金は、退任日以降速やかに支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬等は、原則として本人名義の銀行等金融機関への振込により支払う。ただし、法令に定めるものは、これを報酬等から控除して支払うものとする。

- 2 指定職について、月の途中に就任した場合、当該月は勤務日数に応じて支給する。
- 3 指定職について、月の途中に退任した場合、当該月は全額支給する。

(その他)

第8条 通勤手当の支給方法、その他この規程の施行に関し必要な事項は、教職員の取り扱いに準ずる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表1

別表2

別表3

別表4

別表5

○ 「学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程 別表」

表1 役員報酬の額 (規程第2条 第5項 別表1)

項	職名	専任教職員の身分	支給単位	報酬・手当	備考
第1項	理事長	有	月額	450,000円	
		無	月額	指定職俸給表10号	
第2項	担当理事 総務・財務/経営戦略	有	月額	120,000円	
		無	月額	指定職俸給表2号	※ 法人役員経験4年目迄
			月額	指定職俸給表3号	※ 法人役員経験5年目以後
	上記以外担当	有	月額	120,000円	
		無	月額	指定職俸給表1号	※ 法人役員経験4年目迄
			月額	指定職俸給表2号	※ 法人役員経験5年目以後
第3項	理事	有	月額	50,000円	月額
		無	理事会出席1回	50,000円	
第4項	監事	一	理事会出席1回	50,000円	

※1 専任教職員の身分をもたない担当理事の俸給額は、週3日以上の出校を100%とすることを基準とし、週3日未満の出校の場合は、原則として週あたり標準出校日数に応じた俸給額とする。

○学長の報酬・手当は、「学長・校長・園長等の報酬・手当」の規定による。

＜学校法人国立音楽大学 指定職俸給表＞

号俸	本俸(俸給月額)
1号	564,200円
2号	608,000円
3号	655,200円
4号	706,000円
5号	761,000円
6号	818,000円
7号	895,000円
8号	965,000円
9号	1,035,000円
10号	1,107,000円

○「学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程 別表」

表2 2021年度 役員指定職 期末手当率 (規程第4条第2項 別表3)

夏期期末	冬期期末	年度末	計
1.75	2.4	0.3	4.45

表3 役員退任手当・法人役員功労金の額 (規程第5条 別表4)

職名	専任教職員の身分	手当	1年についての加算額	備考
理事長	有	功労金	600,000円	
	無	退任手当	報酬の月額	退職時の月額本俸※1
担当理事	総務・財務/経営戦略	有	功労金	360,000円
		無	退任手当	報酬の月額
	上記以外担当	有	功労金	150,000円
		無	退任手当	報酬の月額
理事	有	功労金	150,000円	※2
	無	退任手当	150,000円	
監事	—	退任手当	150,000円	

※1 退任手当額= 最終報酬月額×在任年数

※2 兼務する管理業務(部長職等)の功労金額が高額である場合は、高額の方を優先する。

表4 監事 期末手当 (規程第6条第3項 別表5)

職名	期末手当額(年額)	備考
監事	1,000,000円	2回に分けて支給

表5 「学校法人国立音楽大学 役員旅費 別表」

宿泊出張 日当・宿泊費

職名	日当	宿泊料	備考
理事長	6,000	16,000	
理事	5,500	15,000	教員・職員としての出張は、旅費規定による。

*宿泊料は、法人取りまとめによる旅行会社への事前手配、研修等事前に宿泊先等の指定がある場合であって、回議書により決裁を受けている場合は、その実費とする。

日帰出張(片道鉄道距離150km未満) 雜費

職名	1日	半日(4時間未満)	備考
理事長	支給しない	支給しない	
担当理事	支給しない	支給しない	教員・職員としての出張は、旅費規定による。
理事	500	250	

*ただし、立川市・国立市、及び隣接する市への出張は、雑費を支給しない。

日帰出張(片道鉄道距離150km以上) 日当

職名	1日	備考
理事長	3,000	
理事	2,750	教員・職員としての出張は、旅費規定による。